【規程番号　神女大短Ⅵ－007】

神戸女子大学・神戸女子短期大学 学術機関リポジトリ規程

（趣旨）

第１条　この規程は、神戸女子大学・神戸女子短期大学（以下「本学」という。）において運用する学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の円滑な管理および運用のために定めるものとする。

（目的）

第２条　リポジトリは、本学の教育・研究活動において作成された学術成果物（以下「コンテンツ」という。）等を電子的に蓄積・保存し、発信することにより、本学の教育研究の推進を図るとともに、その成果をもって広く社会に貢献することを目的とする。

（統括責任者）

第３条　リポジトリの管理運用を統括するために統括責任者を置き、図書館長をもってこれに充てる。

（管理運営）

第４条　リポジトリの管理運用は、学内各部署との連携のもと、図書館が行う。

２　リポジトリの管理運用に関する重要事項を審議するため、学術機関リポジトリ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

３　委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（登録者）

第５条　リポジトリにコンテンツの登録申請ができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 本学に在籍する又は在籍したことのある教職員
(2) 本学に在籍する又は在籍したことのある大学院生および学生
(3) 本学に在籍する又は在籍したことのある研究者
(4) その他統括責任者が特に認めた者

（登録対象コンテンツ）

第６条　リポジトリに登録することができるコンテンツは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 学術論文
(2) 本学で学位を授与された博士論文、博士論文の要旨および審査結果の要旨
(3) 紀要、その他本学学部・大学院・研究所等で発行している刊行物
(4) 学会、学術会議等での発表資料
(5) 科学研究費補助金研究成果報告書
(6) その他、本学リポジトリの目的に合致するもの

（登録手続）

第７条　リポジトリに第６条第３号以外のコンテンツの登録を希望する者（以下「登録申請者」という。）は、所定の手続きにより登録申請を行い、統括責任者の許可を得るものとする。

２　コンテンツの登録は、情報担当部署の支援を受けつつ、統括責任者の指示の下に図書館が行う。

（登録および公開）

第８条　統括責任者は、登録を許可したコンテンツを次に掲げる方法により登録および公開する。

(1) コンテンツを電子化により複製し、リポジトリを構築するサーバへ格納する。
(2) 前項の複製物は、ネットワークを通じて無償で公開する。

(著作権に係る利用許諾)

第９条　登録申請者は、登録を希望するコンテンツについて、利用許諾手続きを行うものとする。

２　登録申請者は、登録を希望するコンテンツの著作権が複数の者に帰属する場合又は登録申請者以外の者に帰属する場合は、あらかじめ他の著作権者の利用許諾を得なければならない。

３　紀要、その他本学学部・大学院・研究所等で発行している刊行物（第６条第３号）については、投稿規程に学術機関リポジトリによる公開を明記することにより、利用許諾の手続きを省略する。

(著作権の帰属)

第10条　リポジトリに登録されたコンテンツの著作権は、登録後も原著作権者に帰属する。

２　リポジトリに登録されたデータならびにリポジトリとして形成されたデータベースの管理・公開の権利は、本学に帰属する。

(コンテンツの削除)

第11条　統括責任者は、次のいずれかに該当する場合には、登録されたコンテンツを削除することができる。

(1) 当該コンテンツの登録申請者から削除の申請があったとき
(2) 委員会において削除することが適切であると判断したとき

(免責条項)

第12条　登録されたコンテンツの内容に関する責任は、当該登録申請者が負うものとする。

２　本学は、登録されたコンテンツの公開によって発生した利用者の損害・不利益について、責任を負わないものとする。

(雑則)

第13条　この規程に記載されていない事項については、必要に応じて、登録申請者および委員会が協議して定めることとする。

(改廃)

第14条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃にあたり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。